

**自動車運転代行業の申請に伴う
必要書類等及び留意事項について**

1 認定申請に伴う添付書類

個人事業者	法人事業者
1. 戸籍の謄本又は抄本 外国人の場合は外国人登録原票の写し 2. 住民票 3. 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（注1） 3-1. 身分証明書 4. 未成年者にあつては、 (1)民法で営業を許された未成年者の場合は、未成年者登記簿謄本 (2)相続人である未成年者の場合は、 ア 運転代行業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面 イ 被相続人の戸籍謄本 ウ 法定代理人に関する上記1及び2の書類 5. 損害賠償措置が適切であることを証明する書類（注2） 5-1. 随伴用自動車の車検証の写し 6. 安全運転管理者等の要件を備えていることを証明する書類（注3） 住民票の写し、履歴書、教習修了書、運転免許証の写し等（注4）	1. 法人の登記簿謄本（株式会社、有限会社など） 2. 定款又はこれに代わる書類 3. 役員名簿（氏名及び住所） 4. 役員の戸籍謄本又は抄本 役員が外国人の場合は外国人登録原票の写し 5. 役員の住民票 6. 役員に関する成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（注1） 6-1. 身分証明書 7. 損害賠償措置が適切であることを証明する書類（注2） 7-1. 随伴用自動車の車検証の写し 8. 安全運転管理者等の要件を備えていることを証明する書類（注3） 住民票の写し、履歴書、教習修了書、運転免許証の写し等（注4）

注1 登記事項証明書は、法務局で発行するものを添付してください。

注2 以下の基準を満たしていることを証明する責任保険又は責任共済の証券と約款
 顧客者に関する損害賠償の最低補償額

対人 8,000万円以上（1人につき）

対物 200万円以上（1事故につき）

車両 200万円以上（1事故につき）

注3 資格：年齢20歳以上（副安全運転管理者がおかれる場合は30歳以上）

自動車の運転の管理に関し2年（公安委員会が行う教習終了したものは

1年)以上の実務経験を有する者、又は自動車の運転に関し以上の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者

注4 運転免許証の写しについては、申請者と安全運転管理者が相違している場合に、それぞれの運転免許証の写しを添付してください。

2 認定申請書への記入

(1) 安全運転管理者

営業所ごと1名。10台以上20台未満は副安全運転管理者1名、20台以上100台を超えるごとに副安全運転管理者1名を追加選任することとなります。

(2) 法人の場合

法人の代表者と役員(法人登記簿に記載されている者(取締役、監査役、理事、監事等))を記入します。

(3) 随伴用自動車

車両番号等 = 普通自動車・軽自動車の車両番号等を記入

申請書には、車両末尾に(両)と記載します。

標識記号 = 市町村条例で定めるところの標識番号を記入

申請書には、車両末尾に(標)と記載します。

3 認定申請書の提出

(1) 主たる営業所の所在地を管轄する警察署(交通担当課)へ提出します。

(2) 認定に係わる手数料は、13,000円

お問い合わせ先

山梨県警察本部交通部交通企画課

電話：055-235-2121(代)